２　前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された総会に係る総会参考書類（新農協法第四十三条の六の二、新森組法第六十条の三の二及び新水協法第四十七条の五の二に規定する総会参考書類をいう。）の記載については、なお従前の例による。

３　新農協法施行規則第百三十九条第三号ホからチまで、別紙様式第六号㈠第一２⑵ロ（記載上の注意）６、別紙様式第七号㈠第一２⑵ロ（記載上の注意）５、別紙様式第八号㈠第一２⑵ロ（記載上の注意）５、別紙様式第九号㈠第一２⑵ロ（記載上の注意）４及び別紙様式第十号㈠第一２⑵ロ（記載上の注意）４の規定、新森組法施行規則第六十六条第三号ニからトまでの規定並びに新水協法施行規則第百五十四条第三号ホからチまで、別紙様式第七号㈠第一Ⅱ３⑵（記載上の注意）７、別紙様式第八号㈠第一Ⅱ３⑵（記載上の注意）５、別紙様式第九号㈠第一Ⅱ３⑵（記載上の注意）５及び別紙様式第十号㈠第一２⑶（記載上の注意）４の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

○国土交通省令第五号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第一号（同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条の四（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第三項、第十六条第二項第四号、第二十条第一項、第二十一条、第六十二条、第百十一条の四、第百三十七条第一項、第百三十七条の二並びに第百三十七条の四並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条の規定に基づき、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　航空機の安全性 第一節　耐空証明等（第十二条―第二十九条） 第二節　事業場の認定（第三十条―第四十一条の二） 第四章～第十章　（略） 附則 （整備手順書） **第五条の五**　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。 一　航空機の構造並びに装備品等及び系統に関する説明 二・三　（略） （整備及び改造） **第五条の六**　整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　航空機の安全性 第一節　耐空証明等（第十二条―第三十二条の二） 第二節　事業場の認定（第三十三条―第四十一条の二） 第四章～第十章　（略） 附則 （整備手順書） **第五条の五**　整備手順書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。 一　航空機の構造並びに装備品及び系統に関する説明 二・三　（略） （整備及び改造） **第五条の六**　整備又は改造の作業の内容は、次の表に掲げる作業の区分ごとに同表に定めるとおりとする。

作業の区分		作業の内容
保守	軽微な保守	複雑な結合作業を伴わない規格装備品又は部品の交換その他の簡単な保守予防作業
（略）		
軽微な修理		重量、重心位置、強度、動力装置の機能、飛行性その他の航空機の耐空性（以下この表及び次条の表において単に「耐空性」という。）に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でない修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動点検その他複雑な点検を必要としないもの

作業の区分		作業の内容
保守	軽微な保守	簡単な保守予防作業で、緊度又は間隙（げき）の調整及び複雑な結合作業を伴わない規格装備品又は部品の交換
（略）		
軽微な修理		耐空性に及ぼす影響が軽微な範囲にとどまり、かつ複雑でない修理作業であつて、当該作業の確認において動力装置の作動点検その他複雑な点検を必要としないもの